

境港管理組合建設工事総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、境港管理組合が発注する建設工事のうち鳥取県内にて発注する建設工事の落札者を総合評価競争入札により決定する場合について、境港管理組合建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年境港管理組合規則第6号。以下「入札規則」という。）、境港管理組合会計規則（昭和39年境港管理組合規則第1号）、境港管理組合建設工事等の入札制度に関する要綱（平成19年10月26日施行。以下「入札要綱」という。）、境港管理組合建設工事等紙入札執行要領（平成18年12月1日施行。）、建設工事の制限付一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項を定める告示及び当該入札に係る調達公告（以下「調達公告」という。）で規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、入札規則及び入札要綱で規定する用語の例による。

(対象工事)

第3条 総合評価競争入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が1,000万円以上の建設工事が発注機関が選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる建設工事については、対象工事から除くものとする。

(1) 工事目的物を伴わない建設工事

(2) 発注工種をプレストレスト・コンクリート、鋼橋、電気通信工事、機械器具設置工事、消防施設工事、土木解体、建築解体、内装一般、建具工事、水道施設工事、しゅんせつ工事、さく井工事、鋼構造物一般、屋根工事、石工事、ガラス工事、左官工事、清掃施設工事、大工工事、タイル等工事、畳工事、鉄筋工事、熱絶縁工事、板金工事又は防水工事とする建設工事

(3) 前2号に掲げるもののほか、発注機関が総合評価競争入札によることが適当でないと認めた建設工事

(落札者の決定基準)

第4条 総合評価競争入札の落札者は、対象工事の予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者で、当該者の提示した入札書及び提出資料に基づき、第1号に掲げる評価項目を第2号及び第3号に定めるところにより採点評価し、その点数が最も高いものとする。

(1) 評価項目

ア 入札書に記載された入札価格

イ 配置技術者工事成績点数

(ア) 鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領（以下「県総合評価要領」とい

う。)第4条第1号イ(ア)に掲げる表の第5欄に掲げる条件を満たす配置技術者(主任技術者又は監理技術者として対象工事に配置する者(特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。))の場合にあっては、代表者としてのものに限る。)をいう。以下同じ。)が施工管理した他の建設工事(同表の第1欄に掲げる発注者が発注する建設工事でそれぞれ同表の第2欄に掲げる工種区分に該当するものに限る。)の工事成績(同表の第3欄に掲げる完成検査でそれぞれ同表の第4欄に掲げる対象期間内に行われたものに係る工事成績に限る。)及び次表に掲げる境港管理組合が発注した建設工事に係る工事成績の中から、入札参加者(共同企業体の場合にあっては、代表者に限る。以下同じ。)が選定したもの1件(配置技術者の候補者が複数ある場合は、当該成績が低い者の工事成績とする。以下同じ。)とする。

建設工事	工事成績	
	完成検査	対象期間
対象工事と同一の発注工種のものとする。ただし、平成17年度又は平成18年度に境港管理組合が発注した建設工事で県総合評価要領別表第1の第2欄に掲げる発注工種に該当するものについては、同表の第1欄に掲げる発注工種とみなすものとする。	境港管理組合工事検査規則(昭和52年境港管理組合規則第5号)(以下「検査規則」という。)に基づき行われた完成検査とする。ただし、境港管理組合建設工事執行規則(昭和49年境港管理組合規則第1号)第6条の規定により契約書の作成を省略した建設工事又は迅速性が重視される緊急対応工事又は境港管理組合の管理する道路(港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項4号に規定する臨港交通施設に限る。)を広域的に維持し、修繕し、又は管理すること(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。)することを目的として発注された工事について行われた完成検査についてはこの限りではない。	第2欄に規定する完成検査の日及び工事成績の通知日が調達公告の日の5年前の日の属する年度の4月1日から当該入札の応募期間の末日(制限付一般競争入札の場合、開札日とする。)までの間にあること。

(イ)(ア)の規定にかかわらず、配置技術者が次の表の左欄に掲げる条件に該当するときは、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を配置技術者工事成績点数とする。

(ア)に掲げる要件を満たす工事成績を有しないとき	入札時に属する入札参加者のウに掲げる会社工事成績点数（75点を超える場合は75点とする。）
(ア)に掲げる要件を満たす工事成績及び入札時に属する入札参加者のウに掲げる会社工事成績点数がいずれも65点未満のとき	65点
(ア)に掲げる要件を満たす工事成績が入札時に属する入札参加者のウに掲げる会社工事成績点数以下で、かつ、当該会社工事成績点数が75点以下のとき	入札時に属する入札参加者のウに掲げる会社工事成績点数
(ア)に掲げる要件を満たす工事成績が75点以下で、かつ、入札時に属する入札参加者のウに掲げる会社工事成績点数が75点以上のとき	75点

(ウ)(ア)及び(イ)の規定にかかわらず、予定価格が2,500万円未満の建設工事については、75点とする。

ウ 会社工事成績点数〔鳥取県工事〕

県総合評価要領第4条第1号ウに規定する点数とする。

エ 受注額

県総合評価要領第4条第1号エに規定する額に、入札参加者が当該年度においてそれまでに落札した同一の発注工種に係る境港管理組合発注の建設工事（前年度に落札決定を行ったが締結は当該年度当初となり、又は前年度以前に締結されたが当該年度に年割額が設定されている請負契約に係るものを含む。）の当初落札金額（年割額が設定されている請負契約に係る建設工事（以下「年割額設定工事」という。）については、当該年度の年割額に限る。ただし、年割額設定工事の落札日から契約日までの間は、当該年割額設定工事の調達公告に掲げる当該年度の支払限度額を当該年割額設定工事の予定価格に対する落札金額の割合で乗じて得た額（小数点未満の端数は切り捨てる。）を、当該年割額設定工事の当該年度の年割額とする。）の合計額を加算した額とする。

オ 技術者数

県総合評価要領第4条第1号オに規定する数とする。

カ 企業経営

県総合評価要領第4条第1号カに規定する数値とする。

キ 本店の位置

入札参加者の本店（準県内業者にあつては、県内に有する営業所のうち当該準県内業者が県内の営業拠点としてあらかじめ指定するものとする。）と当該建設工事の現場との間の直線の距離数とする。

ク 地域貢献度

次に掲げる緊急応急工事又は除雪業務で、入札参加者のそれぞれに定める条件を

満たすものの実績とする。

(ア) 緊急応急工事

境港管理組合が発注した緊急又は応急の工事で、災害等の初期活動において緊急かつ迅速な対応が不可欠であるとしたものであって、次の表の左欄に掲げる対象工事の調達公告の期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内に契約を締結したものとする。

対象工事の調達公告の日が4月から12月まで	対象工事の調達公告の日の属する年の前年の1月1日から12月31日まで
対象工事の調達公告の日が1月から3月まで	対象工事の調達公告の日の属する年の前々年の1月1日から12月31日まで

(イ) 除雪業務

境港管理組合が発注した除雪業務であって、対象工事に係る調達公告を行った日が(ア)の表の左欄に掲げる日に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内に当該除雪業務の契約を締結したものとする。

ケ CPDSユニット

県総合評価要領第4条第1号ケに規定するものとする。

コ 会社同種工事实績

調達公告において同種工事实績を入札参加条件とする場合における当該同種工事实績に係る工事成績であって、境港管理組合が発注したイ(ア)に掲げる表の「工事成績」欄に定める条件を満たす建設工事及び県総合評価要領第4条第1号イ(ア)に掲げる表の「建設工事」欄の区分に応じ、それぞれ同表の「工事成績」欄に定める条件を満たす建設工事に係るものとする。

サ 現場体制

県総合評価要領第4条第1号サに規定するものとする。

シ 境港管理組合工事成績

入札参加者が施工し、及び完成した建設工事(境港管理組合が発注した建設工事で検査規則に基づき完成検査を行ったものに限る。)に係る工事成績であって、次の表の左欄に掲げる発注工種に応じ、イ(ア)に掲げる表の第2欄に規定する完成検査がそれぞれ次の表の右欄に掲げる対象期間内に行われた建設工事に係る工事成績について、各年の工事成績の平均点(小数点第1位未満切り捨て)の合計を、対象期間のうち当該発注工種の対象工事の存在する年数で除して得た点数(小数点第1位未満切り捨て)とする。この場合において、当該点数が65点未満の者又は対象期間内に対象工事がない者の会社工事成績点数は、65点とする。

発注工種	対象期間	
	左欄に掲げる発注工種に属する対象工事の調達公告が当該調達公告の日に属する年の1月から3月までのもの	左欄に掲げる発注工種に属する対象工事の調達公告が当該調達公告の日に属する年の4月から12月までのもの

土木一般及びアスファルト	左欄に掲げる発注工種に属する対象工事の調達公告の日の4年前の日の属する年の1月1日から当該調達公告の日の属する年の前々年の12月31日まで	左欄に掲げる発注工種に属する対象工事の調達公告の日の3年前の日の属する年の1月1日から当該調達公告の日の属する年の前年の12月31日まで
土木一般及びアスファルト以外の格付工種	左欄に掲げる発注工種に属する対象工事の調達公告の日の6年前の日の属する年の1月1日から当該調達公告の日の属する年の前々年の12月31日まで	左欄に掲げる発注工種に属する対象工事の調達公告の日の5年前の日の属する年の1月1日から当該調達公告の日の属する年の前年の12月31日まで
格付工種以外の発注工種	左欄に掲げる発注工種に属する対象工事の調達公告の日の3年前の日の属する年の1月1日から当該調達公告の日の属する年の前々年の12月31日まで	左欄に掲げる発注工種に属する対象工事の調達公告の日の2年前の日の属する年の1月1日から当該調達公告の日の属する年の前年の12月31日まで

(2) 評価方法

別表に掲げる事項（発注工種が建築一般、電気工事、管工事又は塗装一般に当たる建設工事にあつては、前号に規定するもののうち地域貢献度及び会社同種工事実績を除き、発注工種が土木一般若しくはとび等一般以外の建設工事又は予定価格が2,500万円未満の建設工事にあつては前号に規定するもののうちCPDSユニットを除く。）に係る各入札参加者の状況を同表に定めるところにより採点する。

(3) 基準日

前号に規定する採点において、第1号に規定する受注額、技術者数、本店の位置及び現場体制については、それぞれの入札参加者の調達公告に定める開札日の前日の数値とする。

(失格基準)

第5条 総合評価競争入札において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を行った者を失格とする。

- (1) 前条に規定する配置技術者工事成績点数、会社同種工事実績又はCPDSユニットによる加点が、第9条第1項前段の審査により確認できないとき。
- (2) 前条に規定する技術者数について、変更すべきものを変更せず不正に入札に参加したとき。
- (3) 次の表の第1欄に掲げる発注工種で第2欄に掲げる請負対象設計金額に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる基準価格を下回る価格で入札したとき。

発注工種	請負対象設計金額	基準価格
建築一般	250万円以上4億円未満	境港管理組合低入基準価格及び最低制限価格設定要領（平成19年10月26日施行。以下「価格設定要領」という。）第6条の規定に基づき算出された価格

	4億円以上	境港管理組合建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成18年5月19日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）第4条の規定に基づき算出された価格
建築一般 以外の発 注工種	250万円以上2億 円未満	価格設定要領第6条の規定に基づき算出された価格
	2億円以上	低入札価格調査制度実施要領第4条の規定に基づき算出された価格

（調達公告）

第6条 対象工事に係る調達公告を行う場合は、総合評価競争入札によることを当該調達公告に明記するものとする。

（応募書類等の提出）

第7条 入札参加者は、調達公告に定める入札に参加するために必要とされる書類のほか、予定価格が2,500万円以上の総合評価競争入札（以下「基準額以上総合評価競争入札」という。）においては配置技術者工事成績調書（様式第1号）を発注機関に提出するものとする。

（開札）

第8条 入札を執行する職員（以下「入札執行者」という。）は、総合評価競争入札において入札書を開札したときは、その入札状況（応札者及び応札金額をいう。）を入札参加者全員に通告した上で落札の決定を保留する。

2 入札執行者は、開札の翌日（休日を除く。）の午後4時までに追加の入札状況（配置技術者工事成績点数、会社工事成績点数、第4条第2号に規定する評価方法に基づき別表に定めるところにより採点した評価点数及び落札予定者をいう。）を入札参加者全員に通告する。

（入札参加資格の事後審査）

第9条 発注機関は、総合評価競争入札を制限付一般競争入札により行うときは、当該入札（以下「総合評価制限付一般競争入札」という。）の開札の後、次に掲げる者（以下これらの者を「評価基準者」という。）について、当該入札案件に係る調達公告で示した入札参加者の条件（以下「資格条件」という。）を具備しているか否かの審査を行うものとする。評価基準者が資格条件を満たさない場合は、その者を失格とし、評価基準者がすべて確定されるまで審査を行うものとする。この場合において、当該資格条件の審査に疑義があるときは、その内容について資格審査委員会の意見を聴くことができる。

（1）最低の入札価格を提示した者（第5条各号に該当する者を除く。）

（2）第4条第1号イの配置技術者工事成績点数及び同号ウの会社工事成績点数を別表に定めるところにより採点した合計点数の最も高い者

2 前項前段の審査（以下「資格事後審査」という。）は、総合評価制限付一般競争入札の開札の日から起算して5日（境港管理組合の休日を定める条例（平成元年境港管理組

合条例第7号)第1条第1項に規定する境港管理組合の休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に行うものとする。ただし、次の各号のいずれかの場合に該当する資格事後審査については、この限りではない。

- (1) 価格設定要領に規定する低入基準価格を設けた入札案件において、低入札価格調査を実施する必要があるとき。
 - (2) 談合のおそれのある入札案件について、談合の事実調査を行う必要があるとき。
 - (3) その他入札執行者が直ちに落札決定を行うのは適当でないと認めたとき。
- 3 発注機関は、資格事後審査の後、第4条第2号に規定する評価方法に基づき算定した者の中から評価点数の最も高い者が資格条件を具備しているか否かの審査を行う。この場合において、その者が資格条件を満たさない場合はその者を失格とし、次に評価点数の高い者を審査し、資格条件を具備する者のうち評価点数の最も高い者が確定されるまで審査を行うものとする。
- 4 発注機関は、前項の規定に基づく審査の結果、評価点数の最も高い者が確定したときは、当該者を落札予定者とするものとする。
- 5 入札執行者は、当該入札書、第7条第1項の規定により提出された配置技術者工事成績調書及び同種工事実績調書(様式第2号)に基づき、直ちにそれらの内容及び評価並びに落札予定者を記載した一覧表を作成するものとする。

(入札状況等の公表)

第10条 入札執行者は、第8条の規定により落札決定を保留したときの入札状況、追加の入札状況及び前条第4項の規定による落札予定者を確定したときの入札状況を境港管理組合ホームページで公表するものとする。

(入札結果に係る異議申出)

- 第11条 当該入札の入札参加者は、入札結果に疑義があるときは、原則として追加の入札状況の通告日の翌日(休日を除く。)の午後4時までに発注機関に対して書面により当該入札結果に対する説明を求めることができる。
- 2 発注機関は、前項の規定による説明(以下「異議申出」という。)を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して2日(休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。この場合において、発注機関は必要があると認めるときは、資格審査委員会に報告し、その後の対応を協議するものとする。

(落札決定)

- 第12条 入札執行者は、前条第1項に定める日までに入札参加者から異議申出がないとき、又は異議申出の内容に理由がないと認められる場合であって、第9条の審査を終えているときは、落札予定者に対し落札決定を行うものとする。
- 2 入札執行者は、異議申出の内容に落札決定を否とする理由があると認めるときは、資格審査委員会に報告し、その後の対応を協議するものとする。

(配置技術者の事後変更)

第13条 基準額以上総合評価競争入札において、落札の決定を受けて建設工事を請け負った者がその後やむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨の申出を発注機関が認めた場合は、当該建設工事の監督員は、当該請負者がその入札時に提示した配置技術者の工事成績と同点以上の工事成績（第4条第1号イ（ア）に規定する条件を満たす建設工事の工事成績に限る。）を有する者に変更するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成21年4月1日以降に調達公告を行うものから施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成23年5月1日以降に調達公告を行うものから施行する。

別表（第4条関係）

総合評価競争入札に係る採点基準

【採点項目と配点】

評価項目	入札価格点数	工事成績点数（会社〔鳥取県工事〕+配置技術者）	施工能力点数									合計点（最高）
			受注額点	技術者点	企業経営点	地域点	地域貢献度	会社同種工事実績点数	CPDS点数	現場体制点減点項目	境港管理組合工事成績点数	
	S1	S2	S3	S4	S5	S6	S7	S8	S9	S10	S11	
上限	60	20	4	2	2	4	2	2	1	1	2	100
下限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	限度なし	0	-

注 各項目の数値は、以下で個別に定めるもの以外は、小数点以下第2位までとし、第3位以下の端数は切り捨てる。

【算定式】

合計点 = 入札価格点数 + 工事成績点数 + 施工能力点数
（合計は、小数点第3位までとする。）

【各評価項目の評価方法】

次により各項目の評価を行う。工事成績点数、受注額点、技術点、企業経営点、地域

点、C P D S点数及び現場体制点については、県総合評価要領別表4の規定により行う。

1 入札価格点数 $S1 = 60 \times \text{最低入札額} \div \text{入札参加者提示額}$

(小数点以下第3位未満の端数は切り捨てる。)

最低入札額：当該入札で提示された有効な入札のうち、最低の入札額をいう。

入札参加者提示額：当該入札で入札参加者が提示した入札額をいう。

2 工事成績点数 $S2 = 20 \times \text{入札参加者工事成績点数} \div \text{最高工事成績点数}$

(小数点以下第3位未満の端数は切り捨てる。)

3 受注額点 $S3 = 4 \times (1 - \text{受注額} / (\text{生産指標額} \times k1))$

4 技術者点 $S4 = 0.1 \times \text{技術者数} \times k2$

5 企業経営点 $S5 = 0.2 \times \text{企業経営} \times k3$

6 地域点 $S6 = 0.5 \times (8 - x1 / 5)$

7 地域貢献度 $S7 = x2$

$x2$ ：境港管理組合の発注に係る緊急応急工事の実績又は除雪業務の実績があるときは、各1.0点を加点する。

8 会社同種工事实績点数 $S8 = \underline{x3}$

$x3$ ：入札参加者が提出した会社同種工事实績に係る工事成績について、次表の左欄に掲げる工事成績に応じ、右欄に定める点数とする。

工事成績	会社同種工事实績点数
85点以上	2.0点
80点以上85点未満	1.5点
75点以上80点未満	1.0点
70点以上75点未満	0.5点
70点未満	0点

注1 調達公告において同種工事实績を条件としない場合は、すべての入札参加者のS8を0点とする。

2 調達公告において同種工事实績を条件とする場合で、会社同種工事实績の条件を満たさない入札参加者についてはS8を0点とする。

9 C P D S点数 $S9 = x4$

10 現場体制点 $S10 = \underline{1} - x5$ (点数に下限は設けない。)

11 境港管理組合工事成績点数 $S11 = x6$

$x6$ ：上記8の表の左欄に掲げる工事成績に応じ、右欄に定める点数とする。

配置技術者工事成績調書

入札参加希望者の名称

項目		番号	
		1	2
工事名			
発注機関名			
施工場所			
請負金額			
工期			
受注形態			
工事の内容			
工事の規模・構造等			
工 事 成 績	点数		
	結果通知日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

備考

- 1 工事名は、受注した工事名を記入すること。
- 2 発注機関名は、鳥取県 県土整備局、中国地方整備局 工事事務所等と具体的に記入すること。
- 3 請負金額は、最終的な請負額とし、百円単位を四捨五入して千円単位で記入すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を（ ）内に%で記入すること。
- 5 工事の内容は、同種工事に係る技術的特徴を有することが分かるように記入すること。
- 6 工事の規模・構造等は、同種工事に係る構造物の型式、施工延長、施工面積、施工量等について記入すること。

同種工事实績調書

入札参加希望者の名称

項目		番号	1	2
工事名				
発注機関名				
施工場所				
請負金額				
工期				
受注形態				
工事の内容				
工事の規模・構造等				
工事 成 績	点数			
	結果通知日		平成 年 月 日	平成 年 月 日

備考

- 1 工事名は、受注した工事名を記入すること。
- 2 発注機関名は、鳥取県 県土整備局、中国地方整備局 工事事務所等と具体的に記入すること。
- 3 請負金額は、最終的な請負額とし、百円単位を四捨五入して千円単位で記入すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を（ ）内に%で記入すること。
- 5 工事の内容は、同種工事に係る技術的特徴を有することが分かるように記入すること。
- 6 工事の規模・構造等は、同種工事に係る構造物の型式、施工延長、施工面積、施工量等について記入すること。